

## 特別養護老人ホーム 福光園 利用料金表

※1ヵ月を30日とした場合の目安です。

### 第一段階 生活保護受給者等

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険1割負担/日	652	720	793	862	929
食費/日			300		
居住費/日			820		
体制加算/日			91.7		
介護職員処遇改善加算Ⅰ/日	61.7	67.4	73.4	79.2	84.7
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	11.9	13.0	14.2	15.3	16.3
その他/日			50		
日額合計概算	1,987	2,062	2,142	2,218	2,292
月額合計概算	59,620	61,862	64,269	66,543	68,752

※高額介護サービス費 限度額 15,000円/月

### 第二段階 市区町村民税非課税世帯で、収入が80万円以下の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険1割負担/日	652	720	793	862	929
食費/日			390		
居住費/日			820		
体制加算/日			91.7		
介護職員処遇改善加算Ⅰ/日	61.7	67.4	73.4	79.2	84.7
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	11.9	13.0	14.2	15.3	16.3
その他/日			50		
日額合計概算	2,077	2,152	2,232	2,308	2,382
月額合計概算	62,320	64,562	66,969	69,243	71,452

※高額介護サービス費 限度額 15,000円/月

### 第三段階① 市区町村民税非課税世帯で、収入が80万円超120万円以下の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険1割負担/日	652	720	793	862	929
食費/日			650		
居住費/日			1,310		
体制加算/日			91.7		
介護職員処遇改善加算Ⅰ/日	61.7	67.4	73.4	79.2	84.7
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	11.9	13.0	14.2	15.3	16.3
その他/日			50		
日額合計概算	2,827	2,902	2,982	3,058	3,132
月額合計概算	84,820	87,062	89,469	91,743	93,952

※高額介護サービス費 限度額 24,600円/月

### 第三段階② 市区町村民税非課税世帯で、収入が120万円超の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険1割負担/日	652	720	793	862	929
食費/日			1,360		
居住費/日			1,310		
体制加算/日			91.7		
介護職員処遇改善加算Ⅰ/日	61.7	67.4	73.4	79.2	84.7
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	11.9	13.0	14.2	15.3	16.3
その他/日			50		
日額合計概算	3,537	3,612	3,692	3,768	3,842
月額合計概算	106,120	108,362	110,769	113,043	115,252

※高額介護サービス費 限度額 24,600円/月

### 第四段階 市区町村民税課税世帯

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険1割負担/日	652	720	793	862	929
食費/日			1,445		
居住費/日			2,006		
体制加算/日			91.7		
介護職員処遇改善加算Ⅰ/日	61.7	67.4	73.4	79.2	84.72
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	11.9	13.0	14.2	15.3	16.3
その他/日			50		
日額合計概算	4,318	4,393	4,473	4,549	4,623
月額合計概算	129,550	131,792	134,199	136,473	138,682

※高額介護サービス費 限度額 44,400円/月

※高額介護サービス費

1ヶ月の介護サービス費の合計が高額になり、上記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

体制加算内訳

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	210円/日
看護体制加算(Ⅰ)口	40円/日
看護体制加算(Ⅱ)口	80円/日
栄養マネジメント強化加算	110円/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	100円/月
自立支援促進加算(Ⅰ)	300円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30円/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算合計の8.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算合計の1.6%

その他体制加算

個別機能訓練加算	120円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日45日前～31日前	720円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日30日前～4日前	1,440円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日前々日、前日	6,800円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日	12,800円/日
療養食加算(医師の発行する食事箋に基づく対象者のみ)	60円/回
経口移行加算	280円/日
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月
安全対策体制加算(入居時に1回まで)	200円
初期加算(入所した日から30日間、及び30日を超える入院後、再入所した場合も含む)	300円/日
入院・外泊時加算(1ヵ月6日まで)	2,460円/日

その他利用料金

行政手続き等代行費	実費	
預かり金等管理費	50円/日	1,550円/月

日常生活継続支援加算	ご入居者の要介護度4～5の割合が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上。たん吸引等を必要とする方の占める割合が15%以上。ご入居者6名に対して介護福祉士1名の割合で介護職員を配置した場合のいずれかを満たす場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金から加算を含めた単位数の1000分の83に相当する単位。介護職員の賃金改善に関する計画書を作成し、必要な措置を講じている場合に加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金から加算を含めた単位数の1000分の1.6に相当する単位。介護職員の賃金改善に関する計画書を作成し、必要な措置を講じている場合に加算されます。
夜間職員配置加算(Ⅳ)口	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員、看護職員の配置で、1日平均夜勤職員数が最低基準を1人以上上回る場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)口	常勤換算方式で入居者25名に対して看護職員1名の割合で配置。最低基準より1名以上上回って看護職員を配置。看護職員により24時間の連絡体制を確保。以上の要件をすべて満たしている場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	ご入居者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、厚生労働省からのフィードバックされた情報提供を有効的に活用した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施した場合に加算されます。管理栄養士が配置されている期間については基本的にご入居者全員が実施対象になります。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う体制が整った場合に加算されます。
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断したご入居者について、看取り介護に関する指針に基づき各職種が協働して、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に死亡前45日を限度として死亡月に加算されます。
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なわれた方に加算されます。
経口移行加算	経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます(計画作成日から180日以内)。
経口維持加算	現に経口で食事摂取する方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
安全対策体制加算	施設内に安全管理部門(担当者)を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合に加算されます。
初期加算	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。
入院・外泊時加算	入院、または外泊した場合は、初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円加算されます。

## 特別養護老人ホーム 福光園 利用料金表

※1カ月を30日とした場合の目安です。

### 2割負担

本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、本人のみが65歳以上の世帯は280万円以上、65歳以上の方が本人以外にもいる世帯は、その方も合計して346万円以上の方。

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険2割負担	1,304	1,440	1,586	1,724	1,858
食費	1,445				
居住費	2,006				
体制加算	183.4				
介護職員処遇改善加算 I	123.5	134.7	146.9	158.3	169.4
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	23.8	26.0	28.3	30.5	32.7
その他	50				
日額合計概算	5,136	5,285	5,446	5,597	5,744
月額合計概算	154,070	158,553	163,367	167,917	172,335

※高額介護サービス費 限度額 44,400円/月

### 3割負担

本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、本人のみが65歳以上の世帯340万円以上、65歳以上の方が本人以外にもいる世帯は、その方も合計して463万円以上の方。

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護保険3割負担	1,956	2,160	2,379	2,586	2,787
食費	1,445				
居住費	2,006				
体制加算	275.1				
介護職員処遇改善加算 I	185.2	202.1	220.3	237.5	254.2
介護職員等ベースアップ等支援加算/日	35.7	39.0	42.5	45.8	49.0
その他	50				
日額合計概算	5,953	6,177	6,418	6,645	6,866
月額合計概算	178,589	185,315	192,536	199,360	205,987

※高額介護サービス費 限度額 44,400円/月

※高額介護サービス費

1ヶ月の介護サービス費の世帯合計金額が限度額を超えた場合、超えた分の額が介護保険から払い戻されます。

体制加算内訳

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	210円/日
看護体制加算(Ⅰ)口	40円/日
看護体制加算(Ⅱ)口	80円/日
栄養マネジメント強化加算	110円/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	100円/月
自立支援促進加算(Ⅰ)	300円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30円/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算合計の8.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算合計の1.6%

その他体制加算

個別機能訓練加算	120円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日45日前～31日前	720円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日30日前～4日前	1,440円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日前々日、前日	6,800円/日
看取り介護加算(Ⅰ)死亡日	12,800円/日
療養食加算(医師の発行する食事箋に基づく対象者のみ)	60円/回
経口移行加算	280円/日
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月
安全対策体制加算(入居時に1回まで)	200円
初期加算(入所した日から30日間、及び30日を超える入院後、再入所した場合も含む)	300円/日
入院・外泊時加算(1ヵ月6日まで)	2,460円/日

その他利用料金

行政手続き等代行費	実費	
預かり金等管理費	50円/日	1,550円/月

日常生活継続支援加算	ご入居者の要介護度4～5の割合が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上。たん吸引等を必要とする方の占める割合が15%以上。ご入居者6名に対して介護福祉士1名の割合で介護職員を配置した場合のいずれかを満たす場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金から加算を含めた単位数の1000分の83に相当する単位。介護職員の賃金改善に関する計画書を作成し、必要な措置を講じている場合に加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金から加算を含めた単位数の1000分の1.6に相当する単位。介護職員の賃金改善に関する計画書を作成し、必要な措置を講じている場合に加算されます。
夜間職員配置加算(Ⅳ)口	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員、看護職員の配置で、1日平均夜勤職員数が最低基準を1人以上上回る場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)口	常勤換算方式で入居者25名に対して看護職員1名の割合で配置。最低基準より1名以上上回って看護職員を配置。看護職員により24時間の連絡体制を確保。以上の要件をすべて満たしている場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	ご入居者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、厚生労働省からのフィードバックされた情報提供を有効的に活用した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施した場合に加算されます。管理栄養士が配置されている期間については基本的にご入居者全員が実施対象になります。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う体制が整った場合に加算されます。
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が終末期であると判断したご入居者について、看取り介護に関する指針に基づき各職種が協働して、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に死亡前45日を限度として死亡月に加算されます。
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なわれた方に加算されます。
経口移行加算	経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます(計画作
経口維持加算	現に経口で食事摂取する方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方
安全対策体制加算	施設内に安全管理部門(担当者)を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合に加算されます。
初期加算	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。
入院・外泊時加算	入院、または外泊した場合は、初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円加算されます。